

## 議第 38 号

呉市理容師法施行条例及び呉市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

呉市理容師法施行条例及び呉市美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市理容師法施行条例及び呉市美容師法施行条例の一部を改正する条例

(呉市理容師法施行条例の一部改正)

第 1 条 呉市理容師法施行条例（平成 24 年呉市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、理容所と美容所を同一の場所で開設する事業所であって、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみから成るものについては、理容所及び美容所を隔壁等により区画することを要しない。

(呉市美容師法施行条例の一部改正)

第 2 条 呉市美容師法施行条例（平成 24 年呉市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、美容所と理容所を同一の場所で開設する事業所であって、美容所及び理容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が美容師及び理容師双方の資格を有する者のみから成るものについては、美容所及び理容所を隔壁等により区画することを要しない。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。